

第2回海洋法に関する国際シンポジウム  
「海洋資源の国際法一知の拡充・環境の保全・利益の衡平―」  
2016年2月16日-17日

閉会の辞

黄川田仁志 外務大臣政務官

パネリストの皆様、またコーディネーターの皆様、お疲れ様でした。只今のまとめのクロージング・セッションでお話を伺いまして、非常に実りある議論がされたということのを再認識いたしました。また、パネリストのみなさまからもお話しいただいたように、裏方でがんばっている若い皆様方を含め、シンポジウムの実施にご協力をいただいた皆様、そしてシンポジウムにご参加いただいた皆様に、私からも感謝を述べたいと思います。ありがとうございました。

日本といたしまして、「海における法の支配」をしっかりと進めていくということが、安倍政権の重要な課題であるということのを、開会の辞でお話しさせていただきました。ただこの法の支配、法律、条約というものは完璧ではありません。パネリストの皆様からいろいろとお話がありましたように、国連海洋法条約（UNCLOS）はまだまだ発展しなければいけない。また、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）などの課題のような、UNCLOS ができた当初には想定されなかった課題が出てきております。この「海における法の支配」、条約、法律というものは、私たちがこれからもっともっと勉強して練り上げていかななくてはいけないものだと思っております。ですからこうしたシンポジウム等を通して、皆様にたくさんの議論をしていただきまして、国際秩序と一緒に発展させていきたいと思っております。

先日、ミュンヘン安全保障会議に参加いたしました。その中で、中国のセッションに参加しておりました際、中国から、今の秩序はアメリカの秩序である、西洋の秩序であると、中国は秩序を守っているけれどそのアメリカの秩序となるものに従わなければいけないのか、という問いかけがございました。私は、それは違うと思っております。この「海における法の支配」におきましては、中国も参加して作られ、中国自身も加盟国であるUNCLOSを、私達は20年をかけて、運用して何が問題点であるかということのを議論しながら前に進んできたわけでありまして。今後もこうした議論を通して、より良き「海における法の支

配」というものを作っていきたいと考えておりますので、皆様にも積極的に参加して議論を深めていただきたいと思いますと思っております。

今回はこの海における法の支配ということもありまして、主に法律関係の専門家の皆様にご集まいただきました。実は本日、外務省におきまして、海洋・北極スタディグループを開催しました。こちらは、海洋の観測や、生物の研究といった分野の専門家の意見を聞いて、今後どのように海洋を利用していったらいいか、守っていったらいいかということについて議論しました。そういう中で、UNCLOS ができて非常に研究がしにくくなったという御意見がありました。いろいろな面で沿岸国に対して書類を出さなければいけない。そうすると、結局は自分たちの国の中で、煩雑な事務的作業をしなくて済むような形の研究にまともになってしまうと。本当はいろいろな国の現象を調べたいけれど、今 UNCLOS の下、各国にそういう書類を提出しなければいけない、そこで研究が阻害されている面もある、という話も伺いました。ですから法律を作る皆様にも、そういう科学者の方々の声も多く聞いていただきたいと思います。

そして BBNJ の問題です。現在、公海においては公海自由の原則があります。そういう面におきまして、BBNJ の議論がどんどん進んでしまうと、様々な科学者の研究がより狭められてしまうということも懸念されておりました。そうした点も、海洋法研究者の皆様には、ご留意いただきまして、今後 BBNJ も含め、UNCLOS を発展させていっていただきたいと思いますところでございます。今後とも日本政府におきましては、法の支配を進めるために、また、よりよき国際秩序を作っていくために、こういう場を積極的に提供していきたいと思っておりますので、皆様どうぞご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして私の閉会の辞とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(了)